

「中野区健康福祉総合推進計画」「中野区介護保険事業計画」 「中野区障害福祉計画」「中野区障害児福祉計画」について

1 位置づけ

平成 17 年（2005 年）3 月、中野区は基本構想（平成 28 年（2016 年）3 月改定）を制定し、8 つの目標を示しました。基本構想に描かれた 10 年後のまちを実現するための区の基本計画が「新しい中野をつくる 10 か年計画（第 3 次）（平成 28 年（2016 年）4 月策定）」であり、健康福祉関連の主要施策をまとめた「中野区健康福祉総合推進計画」「中野区介護保険事業計画」「中野区障害福祉計画」「中野区障害児福祉計画」は、10 か年計画に基づく個別計画として位置づけられています。

2 策定目的

各計画は、中野区基本構想、基本計画に基づき、区が区民とともにめざす「健康福祉都市なかの」の実現に向けた取組を計画的に進めていくため、健康福祉の領域全体にわたる取組内容を区民に示すことを目的としています。

3 計画期間

中野区健康福祉総合推進計画

計画期間は 5 か年とし、3 か年目にあたる年度に見直しをおこないます。

（本計画期間：2021 年度～2025 年度、見直し年度：2023 年度）

中野区介護保険事業計画、中野区障害福祉計画、中野区障害児福祉計画

3 年を 1 期とする計画を定めるよう、法令等で義務付けられています。

（本計画期間：2021 年度～2023 年度）

4 前計画の構成

「中野区健康福祉総合推進計画 2018」は、社会福祉法に基づく「地域福祉計画」、健康増進法に基づく「健康増進計画」、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」、障害者基本法に基づく「障害者計画」の 4 つの計画を総合した内容となっています。

「中野区介護保険事業計画」「中野区障害福祉計画」「中野区障害児福祉計画」と合わせて、第 1 部が理念と目標、計画の概要、区の状況、第 2 部が個別施策（地域福祉、健康医療、高齢福祉、障害福祉の 4 章）となっています。

5 「中野区健康福祉総合推進計画 2018」の進捗状況

第 8 期審議会で令和元年 9 月末現在の進捗状況報告をいたしました。報告資料は区 HP (https://www.city.tokyo-nakano.lg.jp/dept/401500/d027961_d/fil/shiryo1.pdf) から確認できます。紙ベースの資料をご希望の方は事務局までご連絡ください。

令和 2 年 3 月末現在の進捗状況は、後日、改めて報告させていただきます。



6 本計画（「中野区健康福祉総合推進計画 2021」等）策定の進め方

法制度改正や区の現状、社会情勢を反映した内容とするため、以下変更点等を踏まえ、検討を進めていきます。また、令和 3 年 3 月策定予定の新たな「中野区基本構想」「中野区基本計画」と整合性のあるものとするため、関係課と調整を図りながら進めていきます。

【前回策定時との主な変更点】

（1）社会福祉法（平成 30 年 4 月施行）の主な改正内容（別添資料参照）

- 1 地域共生社会※ 1 の実現に向け、地域住民等※ 2 を、地域福祉の推進に努める主体として位置づける
- 2 市町村は相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決のための支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めること
- 3 市町村は地域福祉計画を策定するよう努めること（努力義務）、また、地域福祉計画を、福祉の各分野（高齢者、障害者、児童、その他の福祉）に関し共通して取り組むべき事項を定めた、個別計画の上位計画として位置づけること

※ 1 地域共生社会：制度・分野ごとの「『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

※ 2 地域住民等：地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者

（2）成年後見制度利用促進基本計画、スポーツ・健康づくり推進計画の追加

各領域に関連する計画として、「（仮称）中野区成年後見制度利用促進基本計画」を加えます。また、中野区スポーツ推進条例に基づき平成 28 年度に策定した「中野区スポーツ・健康づくり推進計画」を加え、併せて審議していきます。

7 策定スケジュール（資料 1－2）

各部会に関するお知らせは、随時、各部会担当よりご連絡いたします。

新型コロナウイルス感染症の影響により、スケジュール及び実施方法は変更する場合がありますのでご了承ください。